

令和元年第4回五霞町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

令和元年12月4日(水曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第65号 五霞町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第66号 五霞町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第67号 五霞町会計年度任用職員の給与、費用弁償、勤務条件等に関する条例
- 日程第 8 議案第68号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 9 議案第69号 五霞町印鑑登録及び証明に関する条例
- 日程第10 議案第70号 五霞町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第71号 五霞町太陽光発電設備の適正な設置に関する条例
- 日程第12 議案第72号 五霞町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第73号 工事請負契約の変更について
(五霞町B&G海洋センター改修工事)
- 日程第14 議案第74号 令和元年度五霞町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第15 議案第75号 令和元年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第76号 令和元年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第77号 令和元年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議案第78号 令和元年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第79号 令和元年度五霞町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第80号 令和元年度五霞町水道事業会計補正予算(第2号)

日程第21 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	小野寺 宗一郎 君	2番	黛 丈夫 君
3番	江 森 美佐雄 君	4番	山 本 芳 秀 君
5番	植 竹 美智雄 君	6番	新 井 庫 君
7番	伊 藤 正 子 君	8番	宇 野 進 一 君
9番	鈴 木 喜一郎 君	10番	樋 下 周一郎 君

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	染 谷 森 雄 君	副 町 長	田 神 文 明 君
教 育 長	千 葉 道 子 君	総 務 課 長	山 中 一 郎 君
政策財務課長	大 関 千 章 君	会計管理者兼 町民税務課長	香 取 幸 子 君
健康福祉課長	山 下 仁 司 君	生活安全課長	松 村 聖 市 君
都市建設課長	田 口 啓 一 君	産業課長兼 農業委員会 事務局長	笈 沼 光 行 君
上下水道課長	川 口 恵 司 君	教 育 次 長	猪 瀬 英 子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	江 森 薫	書 記	落 合 宏 紀
書 記	伊 藤 弘 美		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告及び議長挨拶

○議長（鈴木喜一郎君）おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和元年第4回五霞町議会定例会を開会いたします。

開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には何かとお忙しい中、御出席をいただき、まことに御苦労さまでございます。

本定例会には、16件の議案が提出されております。議員各位には、慎重なる審査と円滑なる運営がなされますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本定例会にあたり、去る11月22日午後1時から議会運営委員会が開催され、別紙定例会の会期及び審査の予定表のとおり協議されておりますので、御報告申し上げます。

◎会議成立の宣言

○議長（鈴木喜一郎君）ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

◎町長挨拶

○議長（鈴木喜一郎君）ここで、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（染谷森雄君）どうも皆さん、改めましておはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を述べさせていただきます。

本日は、令和元年第4回定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、年末の何かとお忙しい中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会には、執行部といたしまして、条例の改正が8件、工事請負契約の変更について1件、令和元年度一般会計及び特別会計の補正予算が7件の合計で16件を御提案させていただいております。詳細につきましては、お手元の議案書により説明させていただきますので、慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎開議の宣告

- 議長（鈴木喜一郎君）これから本日の会議を開きます。
会議規則第 20 条による議事日程はお手元に配付のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鈴木喜一郎君）日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。
会議規則第 120 条の規定により、4 番 山本芳秀君、8 番 宇野進一君、以上 2 名を会期中の署名議員として指名をいたします。
-

◎会期の決定

- 議長（鈴木喜一郎君）日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期を本日から 12 月 11 日までの 8 日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。
よって、会期は本日から 12 月 11 日までの 8 日間とすることに決定いたしました。
-

◎諸般の報告

- 議長（鈴木喜一郎君）日程第 3、諸般の報告をいたします。
地方自治法第 121 条の規定により、本日の議案説明員の出席者を報告いたします。
町長、副町長、教育長、関係課長等が出席しております。なお、写真撮影のため、総務課 園田主幹の入場を許可しております。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎議案第 65 号の上程、説明、質疑、委員会付託

- 議長（鈴木喜一郎君）これより議事に入ります。
初めに、議案第 65 号を議題といたします。
町長から提案理由の説明を求めます。
町長。
○町長（染谷森雄君）議案第 65 号 五霞町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るた

めの関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布され、地方公務員の欠格事項の一つであった成年被後見人又は被補佐人であることが削除されることに伴い、本条例の中で規定を引用している部分の改正が必要となったことから、本条例の一部を改正するものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第65号は、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第65号は付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第66号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第66号 五霞町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、茨城県の最低賃金額が令和元年10月1日から引き上げられたことに伴い、臨時的任用職員の賃金額を改正するものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 66 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 66 号は付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 67 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第 67 号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 67 号について御提案申し上げます。

議案第 67 号 五霞町会計年度任用職員の給与、費用弁償、勤務条件等に関する条例につきましては、令和 2 年 4 月 1 日から地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、これまでの臨時職員及び非常勤職員の制度運用を抜本的に見直し、新たな制度に沿った条例を制定するものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 67 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 67 号は付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 68 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第 68 号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 68 号について御提案申し上げます。

議案第 68 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、令和 2 年 4 月 1 日から臨時職員及び非常勤職員の適正な任用及び勤務条件の確保を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行され、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、関係する条例の一括改正をするため本条例を制定するものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 68 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 68 号は付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 69 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第 69 号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 69 号 五霞町印鑑登録及び証明に関する条例について御提案申し上げます。

国が定める印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、町条例の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、旧姓を使用しながら活動する女性が増加している中で、住民票やマイナンバーカードへの旧氏の記載を可能とするとともに、旧氏を使用した印鑑登録を可能とするものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 69 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）異議なしと認めます。

よって、議案第 69 号は付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 70 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第 70 号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 70 号 五霞町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、子ども・子育て支援法及び特定教育・保育施設及び特定地域保育事業の運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、法及び令に準じて五霞町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 70 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 70 号は付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 71 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第 71 号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 71 号 五霞町太陽光発電設備の適正な設置に関する条例について御提案申し上げます。

太陽光発電設備の設置について、計画段階から事業者と設計内容や災害時の対応及び事業廃止後の太陽光パネルの撤去・処分等に関する事前協議を行うことにより、豊かな自然環境を保全するとともに、町民の安全と安心や良好な居住環境を確保するため、新たに五霞町太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の制定をするものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 71 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 71 号は付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第72号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第72号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第72号 五霞町水道事業給水条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

給水条例の改正につきましては、上位法であります水道法が今年の12月に改正され、給水条例で引用している関係法令も改正されましたことから、条文の条ずれを修正するため、関係箇所を改正するものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第72号は、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第72号は付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第73号を議題といたします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第73号 工事請負契約の変更について、五霞町B&G海洋センター改修工事について御提案申し上げます。

令和元年9月9日、第3回議会定例会において議決をいただいた五霞町B&G海洋センター改修工事の設計が変更になったことに伴う変更契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当次長より説明させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、教育次長の補足説明をお願いします。

教育次長。

○教育次長（猪瀬英子君）議案第 73 号 工事請負契約の変更について御説明を申し上げます。議案書の 88 ページをお開き願います。

五霞町 B & G 海洋センター改修工事は、第 3 回議会定例会で議決をいただき、本年 10 月から施設の使用を中止して改修工事を実施してまいりましたが、今回、工事を行う中で設計変更が生じ、工事請負契約の変更契約を締結するものでございます。

変更契約の主な要因としましては、外壁のクラック等の補修箇所数が増加したことによるものでございます。クラック等の補修につきましては、当初の設計では目視により把握し、設計をしておりましたが、工事におきまして足場を組み、外壁の上方の部分で、目視では確認できなかったクラックが確認できたことや、打診検査を行った結果、数量が確定したことによるものでございます。

変更請負金額は、1 億 122 万 2,000 円で、うち消費税等が 920 万 2,000 円です。今回の変更による増額は、522 万 5,000 円で、うち消費税等は、47 万 5,000 円です。

契約の相手方は、茨城県猿島郡五霞町大字釈迦 2483 番地 2、株式会社 関口建設、代表取締役 関口 清です。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 73 号を採決いたします。

議案第 73 号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 73 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 74 号～議案第 80 号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）お諮りいたします。

議案第 74 号から議案第 80 号までは、各会計の補正予算に関連しておりますので、一括して議題といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 74 号から議案第 80 号までを一括して議題といたします。

町長からそれぞれ提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 74 号 令和元年度五霞町一般会計補正予算（第 4 号）、議案第 75 号 令和元年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 76 号 令和元年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 77 号 令和元年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 78 号 令和元年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 79 号 令和元年度五霞町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 80 号 令和元年度五霞町水道事業会計補正予算（第 2 号）について一括して御提案を申し上げます。

初めに、議案第 74 号 令和元年度五霞町一般会計補正予算（第 4 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 5,491 万 9,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 49 億 6,093 万円とするものでございます。

次に、議案第 75 号 令和元年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 6,000 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 11 億 280 万 7,000 円とするものでございます。

次に、議案第 76 号 令和元年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 447 万 3,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8,667 万 7,000 円とするものでございます。

次に、議案第 77 号 令和元年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,083 万 6,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 4,316 万 6,000 円とするものでございます。

次に、議案第 78 号 令和元年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2,692 万 5,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 1,493 万 7,000 円とするものでございます。

次に、議案第 79 号 令和元年度五霞町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,910 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 2,525 万 9,000 円とするものでございます。

最後に、議案第 80 号 令和元年度五霞町水道事業会計補正予算（第 2 号）につきましては、収益的収入及び支出の収入の部及び支出の部にそれぞれ 10 万円を追加するものです。また、資本的収入及び支出の部において、9 万円を追加するものでございます。

これら各会計の補正予算につきましては、本定例会に常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 74 号から議案第 80 号までは、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 74 号から議案第 80 号までは、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木喜一郎君）以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午前 10 時 30 分

